

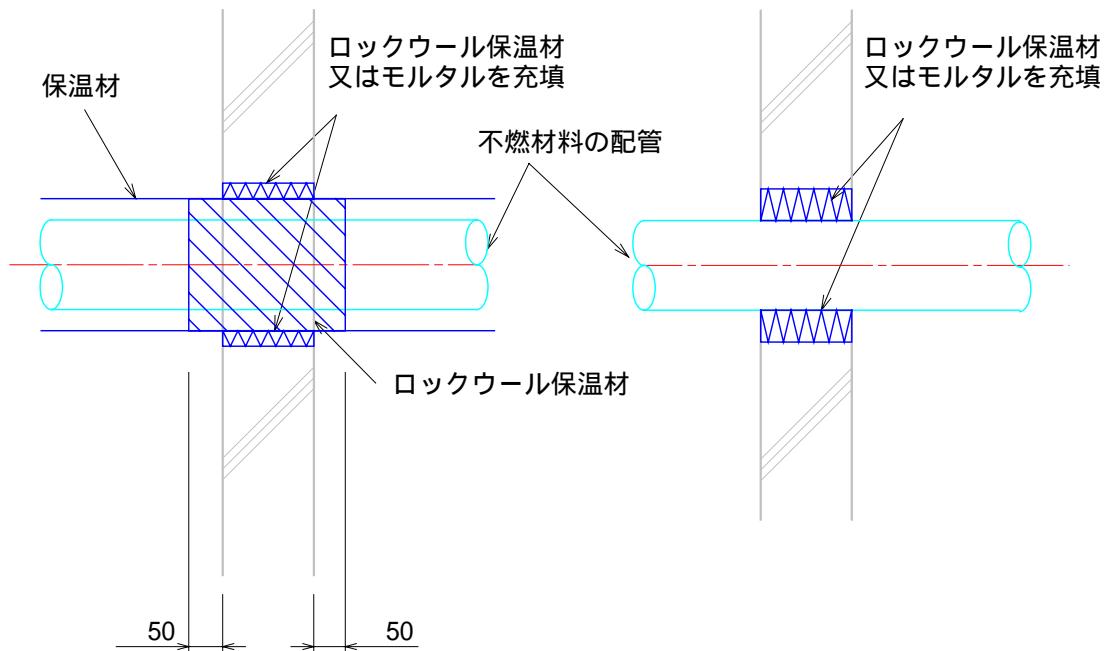
配管の防火区画貫通部施工要領

単位 mm

不燃材料の配管が、「建築基準法施行令第112条第15項」に規定する防火区画を貫通する場合

(a) 貫通部において
保温が必要な配管

(b) 貫通部において
保温が必要ない配管



- 注 (1) 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする。
- (ロ) 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。
- (ハ) 不燃材料以外のスリーブ材(紙製仮枠等)を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。